

## 女川町スポーツ・文化振興補助金交付要綱

女川町体育・スポーツ及び文化振興補助金交付要綱（昭和63年女川町教育委員会訓令第1号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 町民のスポーツ・文化の振興を図るため、各種大会及び行事等（以下「大会等」という。）に出場する者に対し予算の範囲内において女川町スポーツ・文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、女川町補助金等交付規則（平成8年女川町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する個人又は町内の競技団体、スポーツ協会、文化協会その他これらに準ずる団体（以下「競技団体等」という。）に登録している団体とする。

### （補助対象大会）

第3条 補助対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当する東北大会以上の大会等とする。ただし、出場する者の資格が極めて限られている大会等は除くものとする。

- (1) 予選会を経て出場する大会等
- (2) 大会等の開催要項に規定された標準記録その他選抜基準に到達して出場する大会等
- (3) 宮城県以上の規模の競技団体等の推薦及び選考を受けて出場する大会等

### （補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### （補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書は、女川町スポーツ・文化振興補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）によるものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 出場する大会等の開催要項
- (3) 大会出場者名簿
- (4) 予選会等の成績が分かる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、規則第6条の規定による交付決定をしたときは、女川町スポーツ・文化振興補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書は、女川町スポーツ・文化振興補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の内訳及び支払が確認できる書類
- (3) 大会等の結果が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定によりその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、女川町スポーツ・文化振興補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、女川町スポーツ・文化振興補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、女川町スポーツ・文化振興補助金返還命令書（様式第7号）により交付決定者に対し期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
1 大会等の出場者及び大会開催要項に定められている監督 (以下「出場者等」という。) のうち町内に住所を有する者の会場地までの交通費(女川町職員等の旅費に関する条例(平成13年女川町条例第5号。以下「条例」という。)の規定による支給額を限度とする。)	補助対象経費から他の機関等から支給される費用及び補助金等を差し引いた額の2分の1以内の額
2 出場者等のうち町内に住所を有する者の宿泊料(条例の規定による支給額を限度とする。)	